

「佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領</p> <p style="text-align: center;">(平成16年1月9日施行) (平成17年2月21日一部改正) (平成17年10月1日別表一部改正) (平成18年2月1日一部改正) (平成18年7月20日一部改正) (平成18年10月1日一部改正) (平成23年4月25日一部改正) <u>(平成24年4月1日一部改正)</u></p> <p>佐賀県が発注する建設工事及びこれに関連する業務（以下「建設工事等」という。）並びにその他の業務（佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）に基づく入札参加資格の決定を受けた者（以下「建設工事等入札参加資格者」という。）及び発注者（収支等命令者等）が特に必要と認めた者（以下「その他業者」という。）を契約の相手方とするもの。）の佐賀県電子入札システムにおける取扱要領は以下のとおりです。</p> <p>1 電子入札システムについて 電子入札システムとは、入札に関する事務を電気通信回線に接続した電子計算機を通じて電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）です。</p> <p>2 電子入札案件について 電子入札システムによる入札（随意契約における見積書の徴取を含む。以下「電子入札案件」という。）については、原則として紙媒体による入札書等の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとします。 また、電子入札案件の入札公告等には、電子入札案件である旨並びに入札方法、入札期間、開札の日時及び場所を記載するものとします。 なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約については、電子入札案件の対象から除くものとします。</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領</p> <p style="text-align: center;">(平成16年1月9日施行) (平成17年2月21日一部改正) (平成17年10月1日別表一部改正) (平成18年2月1日一部改正) (平成18年7月20日一部改正) (平成18年10月1日一部改正) (平成23年4月25日一部改正)</p> <p>佐賀県が発注する建設工事及びこれに関連する業務（以下「建設工事等」という。）並びにその他の業務（佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）に基づく入札参加資格の決定を受けた者（以下「建設工事等入札参加資格者」という。）及び発注者（収支等命令者等）が特に必要と認めた者（以下「その他業者」という。）を契約の相手方とするもの。）の佐賀県電子入札システムにおける取扱要領は以下のとおりです。</p> <p>1 電子入札システムについて 電子入札システムとは、入札に関する事務を電気通信回線に接続した電子計算機を通じて電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）です。</p> <p>2 電子入札案件について 電子入札システムによる入札（随意契約における見積書の徴取を含む。以下「電子入札案件」という。）については、原則として紙媒体による入札書等の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとします。 また、電子入札案件の入札公告等には、電子入札案件である旨並びに入札方法、入札期間、開札の日時及び場所を記載するものとします。 なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約については、電子入札案件の対象から除くものとします。</p>

3 システム障害等の対応について

県において電子入札システムの障害等やむを得ない事由により電子入札手続が困難となった場合は、紙入札へ変更するものとします。この場合、既に電子入札システムによる入札等を行った者も含め全ての入札及び見積参加者（以下「入札参加者」という。）について紙入札を行うものとします。ただし、天災等により入札等又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、入札参加者からの申し出と併せて紙入札移行承認願（別紙様式1）が提出され、入札参加者の責に帰することができない事由により電子入札手続が困難であると発注者（収支等命令者等）が認めた場合は、紙入札による電子入札システムへの登録等を県で行うものとします。この場合の入札書等の提出は、入札期間の終了日時（電子入札書の提出締切日時）までに、入札書及び工事費内訳書（競争入札の工事案件のみ）を別々の封筒に入れ、封筒の表面に工事又は業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し封かんの上、当該入札参加者が提出（代理人が提出する場合は、別途委任状を提出が必要。）するものとし、発注者（収支等命令者等）は提出された入札書等を開札日時まで金庫等で厳重に保管するものとします。また、当該紙入札参加者又はその代理人は、開札時に立ち会うこととします。

随意契約の入札参加意思表示や一般競争入札の入札参加届等の提出についても同様にそれぞれの提出期限日時までに、入札参加者からの申し出と併せて紙入札移行承認願（別紙様式1）が提出され、入札参加者の責に帰することができない事由により電子入札手続が困難であると発注者（収支等命令者等）が認めた場合のみ、紙入札への移行を認めるものとします。

なお、入札参加者の責に帰することができない事由とは、具体的には以下の場合等です。

- (1) ICカード名義人が死亡した場合
- (2) 事務所が火災等で焼失、流出した場合。
- (3) 地域一帯の停電、通信障害及び契約プロバイダーの装置故障（ただし、その事実が確認できる場合に限り。）
- (4) ICカード認証局のトラブル等

利用パソコンの故障等及びICカードの破損等については、受注者の管理責任であり、紙入札への移行は認められません。

4 電子入札システムの利用について

入札参加者が電子入札システムを利用するには、次の要件を満たす必要があります。

3 システム障害等の対応について

県において電子入札システムの障害等やむを得ない事由により電子入札手続が困難となった場合は、紙入札へ変更するものとします。この場合、既に電子入札システムによる入札を行った者も含め全ての入札参加者について紙入札を行うものとします。ただし、天災等により入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、入札参加者からの申し出と併せて紙入札移行承認願（別紙様式1）が提出され、入札参加者の責に帰することができない事由により電子入札手続が困難であると発注者（収支等命令者等）が認めた場合は、紙入札による電子入札システムへの登録等を県で行うものとします。この場合の入札書等の提出は、入札期間の終了日時（電子入札書の提出締切日時）までに、入札書及び工事費内訳書（工事のみ）を別々の封筒に入れ、封筒の表面に工事又は業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し封かんの上、当該入札参加者が提出（代理人が提出する場合は、別途委任状を提出）するものとし、発注者（収支等命令者等）は提出された入札書を開札日時まで金庫等で厳重に保管するものとします。また、当該紙入札参加者又はその代理人は、開札時に立ち会うこととします。

随意契約の入札参加意思表示や一般競争入札の入札参加届等の提出についても同様にそれぞれの提出期限までに、入札参加者からの申し出と併せて紙入札移行承認願（別紙様式1）が提出され、入札参加者の責に帰することができない事由により電子入札手続が困難であると発注者（収支等命令者等）が認めた場合のみ、紙入札への移行を認めるものとします。

4 電子入札システムの利用について

入札参加者が電子入札システムを利用するには、次の要件を満たす必要があります。

また、入札参加者は、使用する電気通信回線、電子計算機、電子証明書（ＩＣカード）等が正常に稼働する環境の確保及び管理義務を有し、入札参加者の電子入札システム利用におけるいかなる損害についても県は責任を負わないものとします。

(1) 建設工事等入札参加資格者又はその他業者であることと必要ありません。

(2) 財団法人日本建設情報センター(JACIC)等が開発した「電子入札コアシステム」対応認証局発行の電子証明書（ＩＣカード。ただし、商業登記に基づく法人認証ＩＣカードを除く。以下同じ。）に関する情報を記載した委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）が提出されていることと必要ありません。（この委任状は、電子証明書（ＩＣカード）の所有者が本人（個人事業者、法人等の代表者）であっても提出が必要です。また、工事と業務で同一の電子証明書（ＩＣカード）を記載（利用）することはできません。）

なお、入札参加者の受任者は１人としませんが、受任者の電子証明書（ＩＣカード）の破損等に備え、同一名義人の電子証明書（ＩＣカード）は複数登録可能とします。

また、当該電子証明書（ＩＣカード）を使用しなくなった場合（電子証明書の失効を含む。~~ただし、委任期間満了の場合を除く。~~）は、電子証明書（ＩＣカード）変更等廃止届出書（別紙様式３）を直ちに速やかに提出することとさせていただきます。

(3) 委任状に記載された全ての電子証明書（ＩＣカード）を使用し、佐賀県電子入札システムの利用者登録を実施することとさせていただきます。

なお、佐賀県電子入札システムを継続して利用する場合（代表者の変更等により電子証明書（ＩＣカード）を更新した場合を含む。）には、佐賀県電子入札システムにおいて更新処理（旧カードが失効している場合は利用者登録）を行ってください。更新処理を行った場合は、有効期限満了前に電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）及び速やかに委任状（電子入札用電子証明書届出書（別紙様式２））及び電子証明書（ＩＣカード）廃止届出書（別紙様式３）を提出することとさせていただきます。

(4) 共同企業体（JV）については、次のとおりとします。

ア 経常建設共同企業体（経常JV）

４の（１）から（３）までの要件を満たし、（２）、（３）の手続きが必要であり、委任状（電子入札用電子証明書届出書（別紙様式２））及び電子証明書（ＩＣカード）変更等廃止届出書（別紙様式３）は、構

また、入札参加者は、使用する電気通信回線、電子計算機、電子証明書（ＩＣカード）等が正常に稼働する環境の確保及び管理義務を有し、入札参加者の電子入札システム利用におけるいかなる損害についても県は責任を負わないものとします。

(1) 建設工事等入札参加資格者又はその他業者であること。

(2) 財団法人日本建設情報センター(JACIC)等が開発した「電子入札コアシステム」対応認証局発行の電子証明書（ＩＣカード。ただし、商業登記に基づく法人認証ＩＣカードを除く。以下同じ。）に関する情報を記載した委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）が提出されていること。（この委任状は、電子証明書（ＩＣカード）の所有者が本人（個人事業者、法人等の代表者）であっても提出が必要です。また、工事と業務で同一の電子証明書（ＩＣカード）を記載（利用）することはできません。）

なお、入札参加者の受任者は１人としませんが、受任者の電子証明書（ＩＣカード）の破損等に備え、同一名義人の電子証明書（ＩＣカード）は複数登録可能とします。

また、当該電子証明書（ＩＣカード）を使用しなくなった場合（電子証明書の失効を含む。ただし、委任期間満了の場合を除く。）は、電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）を直ちに提出すること。

(3) 委任状に記載された全ての電子証明書（ＩＣカード）を使用し、佐賀県電子入札システムの利用者登録を実施すること。

なお、佐賀県電子入札システムを継続利用するには、電子証明書（ＩＣカード）の有効期限満了前に電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）及び委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）を提出すること。

(4) 共同企業体（JV）については、次のとおりとする。

ア 経常建設共同企業体（経常JV）

（１）から（３）までの要件を満たす必要があり、委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）及び電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）は、構成員全員の連名により提出すること。

成員全員の連名により提出することとしてください。

イ 特定建設共同企業体及び建設関連共同企業体（特定JV）

共同企業体結成の対象となる電子入札案件（以下、「特定JV案件」という。）において、~~全ての構成員は、4の（1）から（3）までの要件を満たしている必要があります。また、（2）、（3）の手続きが完了している構成員のいずれかの電子証明書（ICカード）を使用し、電子入札システムの「入札参加資格確認申請書」作成（登録）時に必ずJV参加欄にチェックを付け、共同企業体名の登録を行ってください。~~

~~なお、共同企業体名の登録がない場合は入札参加資格無しとなるので注意してください。委任状（電子入札用電子証明書届出書（別紙様式2））を構成員全員の連名により提出すること。~~

~~委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式2）は、当該JV参加欄チェック処理に使用した電子証明書（ICカード）を佐賀県電子入札システムに利用者登録した構成員が所持する現在有効なすべての電子証明書（ICカード）について提出することとし、委任期間の終期は「特定JV案件の落札決定日まで」と記載し、特定JV案件の名称等を記載すること。~~

5 電子入札システムの運用時間について

電子入札システムの運用時間は、平日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後20時までとします。ただし、電子入札システムの保守、点検等の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

6 電子入札案件の登録について

発注者（収支等命令者等）は、電子入札案件の入札公告等と併せて電子入札システムに必要事項を登録することとします。

なお、電子入札案件の開札日は、当面、入札期間の終了日（電子入札書の受付締切日）の翌々日を標準とします。

また、登録した電子入札案件に誤りがあり、それによる変更が必要な場合は、当該案件登録登録案件を削除した後、新規案件として改めて再登録し、変更削除による再登録である旨を付記することとします。

~~おってこの場合において、入札参加者が既に変更当該削除前案件に対し関係書類等を提出していた場合は、再登録した案件に対し関係書類等を再提出するように求めることとします。~~

7 電子入札書の提出について

電子入札案件に対する入札金額等の必要事項を全て入力（くじ番号及び工

イ 特定建設共同企業体及び建設関連共同企業体（特定JV）

共同企業体結成の対象となる電子入札案件（以下、「特定JV案件」という。）において、(1)から(3)までの要件を満たす構成員のいずれかの電子証明書（ICカード）を使用し、電子入札システムの「入札参加申請書」作成（登録）時、JV参加欄にチェックを付け、委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式2）を構成員全員の連名により提出すること。

委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式2）は、当該JV参加欄チェック処理に使用した電子証明書（ICカード）を佐賀県電子入札システムに利用者登録した構成員が所持する現在有効なすべての電子証明書（ICカード）について提出することとし、委任期間の終期は「特定JV案件の落札決定日まで」と記載し、特定JV案件の名称等を記載すること。

5 電子入札システムの運用時間について

電子入札システムの運用時間は、平日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。ただし、電子入札システムの保守、点検等の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

6 電子入札案件の登録について

発注者（収支等命令者等）は、電子入札案件の入札公告等と併せて電子入札システムに必要事項を登録することとします。

なお、電子入札案件の開札日は、当面、入札期間の終了日（電子入札書の受付締切日）の翌日を標準とします。

また、登録した電子入札案件に誤りがあり、それによる変更が必要な場合は、当該案件登録を削除した後、新規案件として改めて再登録し、変更削除による再登録である旨を付記することとします。おって、入札参加者が既に変更前案件に対し関係書類等を提出していた場合は、再登録した案件に対し関係書類等を再提出するように求めることとします。

7 電子入札書の提出について

電子入札案件に対する入札金額等の必要事項を全て入力（くじ番号及び工

事費内訳書の追加を含む。)した入札書(見積書を含む。)(以下「電子入札書」という。)は、入札期間の終了時刻までに電子入札システムに提出されたもの(本システムが到着を確認したもの)を有効なものとし、入札期間の終了時刻までに電子入札書が本システムに未到着の場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

なお、入札参加者は、提出した電子入札書の確認及び書換え、引換え又は撤回をすることができません。

また、電子入札書の到着が確認された入札参加者に対しては、電子入札システムから受信確認通知及び受付票(受付票でくじ番号をお知らせします。)を返信しますので、入札参加者は入札書受付票をそれぞれ確認してください。

8 見積書提出時の消費税の取り扱いについて

電子入札システムで見積書を提出する場合において、見積金額を登録する際は、消費税を含まない金額で登録してください。

9 「電子くじ」について

電子入札書の提出時、入札(見積)金額の入力、工事費内訳書の追加(見積の場合は除く。(ファイル添付))及びくじ(入力)番号(入札参加者が任意に選定する3桁の数字)の入力が必要です。

このくじ(入力)番号は、開札処理において同価の入札(見積)をした者が2人以上あるときに、佐賀県電子入札システムの抽選機能により自動的に落札者を決定するために使用します。

なお、上記の抽選機能により自動的に落札者を決定した抽選の計算結果を入札結果と同時に入札情報公開システム(PPI)において公表します。

10 工事費内訳書及び関係書類の提出について

電子入札案件に関する工事費内訳書及び関係書類の提出については、電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出することとしますが、その特性等によっては、電子入札システムを利用せず紙媒体等による提出を求めることがあります。

なお、工事費内訳書及び関係書類の提出方法については、電子入札案件の入札公告等に記載するものとします。

また、工事費内訳書及び関係書類を電子データとして提出する場合のファイル容量は、±2メガバイト(MB)を超えないものとし、ファイルの圧縮についてはLZH形式又はZIP形式のみとし、自己解凍方式等は認めないものとします。

おって、提出する電子データは、入札公告等で特に指定がない場合、次表のいずれかのアプリケーションに対応するファイル形式によるものとしま

事費内訳書の追加を含む。)した入札書(以下「電子入札書」という。)は、入札期間の終了時刻までに電子入札システムに提出されたもの(本システムが到着を確認したもの)を有効なものとし、入札期間の終了時刻までに電子入札書が本システムに未到着の場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

なお、入札参加者は、提出した電子入札書の確認及び書換え、引換え又は撤回をすることができません。

また、電子入札書の到着が確認された入札参加者に対しては、電子入札システムから入札書受付票を返信しますので、入札参加者は入札書受付票を確認してください。

8 「電子くじ」について

電子入札書の提出時、入札金額の入力、工事費内訳書の追加(ファイル添付)及びくじ番号(入札参加者が任意に選定する3桁の数字)の入力が必要です。

このくじ番号は、開札処理において同価の入札をした者が2人以上あるときに、佐賀県電子入札システムの抽選機能により自動的に落札者を決定するために使用します。

9 工事費内訳書及び関係書類の提出について

電子入札案件に関する工事費内訳書及び関係書類の提出については、電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出することとしますが、その特性等によっては、電子入札システムを利用せず紙媒体等による提出を求めることがあります。

なお、工事費内訳書及び関係書類の提出については、電子入札案件の入札公告等に記載するものとします。

また、工事費内訳書及び関係書類を電子データとして提出する場合のファイル容量は、1メガバイト(MB)を超えないものとし、ファイルの圧縮についてはLZH形式又はZIP形式のみとし、自己解凍方式等は認めないものとします。

おって、提出する電子データは、入札公告等で特に指定がない場合、次表のいずれかのアプリケーションに対応するファイル形式によるものとしま

す。

アプリケーション名	ファイル形式
日本語ワードプロセッサ 一太郎 (株式会社ジャストシステム)	一太郎ビューアで読み込めるファイル形式
Microsoft Word (Microsoft Corporation)	Word2007-文書(*.docx)形式 Word97-2003文書(*.doc)形式
Microsoft Excel (Microsoft Corporation)	Excel2007-ブック(*.xlsx)形式 Excel97-2003ブック(*.xls)形式
その他のアプリケーション	PDFファイル(Adobe Acrobat Readerで読めるもの) 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式) その他発注者(収支等命令者等)が認めた形式

工事費内訳書や入札参加届等の様式が入札公告に添付されている場合には、ファイル形式の変更は行わないで下さい。

提出する電子データは、必ずウィルス感染の有無について最新のウィルス対策アプリケーション(ソフトウェア)による確認を行ったうえで、提出してください。

1.1 電子入札の辞退について

入札参加者は、電子入札書を提出する前までは、いつでも入札を辞退することができます。この場合、入札参加者は、電子入札システムを利用し辞退届を提出し、電子入札システムからの辞退届受信確認通知を確認するものとします。

なお、電子入札システムに電子入札書を提出した後は、入札の辞退は認められません。

また、入札書提出後に「入札辞退申請」のボタンが表示される場合がありますが、入札後の辞退は認められないことから、入札辞退申請の処理は行わないでください。

1.2 開札について

入札担当職員は、電子入札案件の開札に当たり、次の処理を実施することとします。

す。

アプリケーション名	ファイル形式
日本語ワードプロセッサ 一太郎 (株式会社ジャストシステム)	一太郎ビューアで読み込めるファイル形式
Microsoft Word (Microsoft Corporation)	Word2007-文書(*.docx)形式 Word97-2003文書(*.doc)形式
Microsoft Excel (Microsoft Corporation)	Excel2007-ブック(*.xlsx)形式 Excel97-2003ブック(*.xls)形式
その他のアプリケーション	PDFファイル(Adobe Acrobat Readerで読めるもの) 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式) その他発注者(収支等命令者等)が認めた形式

工事費内訳書や入札参加届等の様式が入札公告に添付されている場合には、ファイル形式の変更は行わないで下さい。

提出する電子データは、必ずウィルス感染の有無について最新のウィルス対策アプリケーション(ソフトウェア)による確認を行ったうえで、提出してください。

1.0 電子入札の辞退について

入札参加者は、電子入札書を提出する前までは、いつでも入札を辞退することができます。この場合、入札参加者は、電子入札システムを利用し辞退届を提出し、電子入札システムからの辞退届受信確認通知を確認するものとします。

なお、電子入札システムに電子入札書を提出した後は、入札の辞退は認められません。

1.1 開札について

入札担当職員は、電子入札案件の開札に当たり、次の処理を実施することとします。

- (1) 紙入札による参加がある場合、委任状等の紙入札における所要の確認を行った後、当該入札書等に記載された金額を電子入札システムに登録し、当該入札者（代理人を含む。）に対し正しく金額が登録されたことを確認させます。また、くじ（入力）番号については、当該入札者が直接入力するものとします。
- (2) 提出された工事費内訳書を確認（紙入札による参加者については、書面にて確認）します。

なお、発注者（収支等命令者等）が入札業務の負担軽減のために必要があると認めた場合、入札期間の終了（電子入札書の受付締切）後、事前に工事費内訳書の確認をすることができるものとします。
- (3) 開札に際し、「取り抜け」、「失格」等の入札参加者がある場合は、その項目を選択し登録するものとします。
- (4) 予定価格、最低制限価格等を電子入札システムに登録します。
- (5) 開札は、原則として一括開札処理によることとし、落札者が決定した場合、入札執行担当**者官**の署名等の入札結果登録処理を実施**する**とします。

なお、入札結果登録処理における立会署名は、省略することができます。また、落札者（見積）決定通知書（落札（見積）決定者及び落札（見積決定）金額を通知するもの。）は、全ての入札参加者に電子入札システムにより通知します。
- (6) 再入札の場合の電子入札書の受付締切については、1時間以内を標準として設定します。
- (7) 落札（見積決定）となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、当該入札参加者について、電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施するものとします。
- (8) 開札の結果、発注者（収支等命令者等）において調査**または**保留が必要と認めるときは、電子入札システムにおいて**調査・**保留通知書を発行するものとします。
- (9) 落札者（見積）決定後、電子入札システムにおいて入札（見積）結果を印刷した書面に、執行担当**者官**及び立会**担当**職員の押印をし、会計処理の証拠書類として保存するものとします。なお、紙入札がある場合は、従来どおり入札書等も併せて保存するものとします。
- (10) 開札結果については、電子入札システムの**検証機能**において公開します。

1.3 開札状況の公開について

- (1) 紙入札による参加がある場合、委任状等の紙入札における所要の確認を行った後、当該入札書に記載された金額を電子入札システムに登録し、当該入札者（代理人を含む。）に対し正しく金額が登録されたことを確認させます。
- (2) 提出された工事費内訳書を確認（紙入札による参加者については、書面にて確認）します。

なお、発注者（収支等命令者等）が入札業務の負担軽減のために必要があると認めた場合、入札期間の終了（電子入札書の受付締切）後、事前に工事費内訳書の確認をすることができるものとします。
- (3) 予定価格、最低制限価格等を電子入札システムに登録します。
- (4) 開札は、原則として一括開札処理によることとし、落札者が決定した場合、入札執行担当者の署名等の入札結果登録処理を実施する。

なお、入札結果登録処理における立会署名は、省略することができます。また、落札決定通知書（落札決定者及び落札金額を通知するもの。）は、全ての入札参加者に電子入札システムにより通知します。
- (5) 再入札の場合の電子入札書の受付締切については、1時間以内を標準として設定します。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、当該入札参加者について、電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施するものとします。
- (7) 開札の結果、発注者（収支等命令者等）において調査が必要と認めるときは、電子入札システムにおいて保留通知書を発行するものとします。
- (8) 落札者決定後、電子入札システムにおいて入札結果を印刷した書面に、執行担当者及び立会職員の押印をし、会計処理の証拠書類として保存するものとします。なお、紙入札がある場合は、従来どおり入札書等も併せて保存するものとします。
- (9) 開札結果について、電子入札システムにおいて公開します。

開札状況の公開については原則非公開とします。ただし、当該開札案件の入札参加者から申し出があった場合に限り公開することとします。

なお、公開に係る取り扱いについては別途定めます。

1 4 開札における入札参加者の待機等について

入札参加者は、電子入札案件の開札に当たり、再入札の場合等に備え、電子入札システムにおいて開札状況等の確認を行うこととします。

なお、入札担当職員は、開札が著しく遅延する（開札予定時間から概ね1時間を超える）場合、必要に応じて入札参加者に対し電子入札システムまたは電子メール等により情報提供を行うものとします。

また、開札の場所において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

1 5 電子入札における佐賀県建設工事等入札心得の対応について

~~電子入札における佐賀県建設工事等入札心得（電子入札用）の読み替え対応等については、別表のとおりとします。~~を確認してください。

附則

平成24年4月1日付けの一部改正に伴う取り扱いは、平成24年4月1日から適用します。ただし、電子入札案件に係る取り扱いについては、平成24年4月1日以降に公告（通知）するものから適用します。

（別紙様式1）（省略）

（別紙様式2）（省略）

（別紙様式3）（省略）

~~（別表佐賀県建設工事等入札心得（電子入札用））（省略）~~

1 2 開札における入札参加者の待機等について

入札参加者は、電子入札案件の開札に当たり、再入札の場合等に備え、電子入札システムにおいて開札状況等の確認を行うこととします。

なお、入札担当職員は、開札が著しく遅延する（開札予定時間から概ね1時間を超える）場合、必要に応じて入札参加者に情報提供を行うものとします。

また、開札の場所において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

1 3 電子入札における佐賀県建設工事等入札心得の対応について

電子入札における佐賀県建設工事等入札心得の読み替え対応等については、別表のとおりとします。

（別紙様式1）（省略）

（別紙様式2）（省略）

（別紙様式3）（省略）

（別表佐賀県建設工事等入札心得（電子入札用））（省略）